

18杉並第68617号

平成19年 1月12日

国土交通大臣

冬柴 鐵三 様

杉並区長 山田 宏

東京都市計画道路（東京外かく環状道路）の変更について（要望）

日頃より、杉並区政にご理解とご協力を頂きましてありがとうございます。

当区では、標記都市計画変更に対する区長意見を、平成19年1月12日付けで東京都知事に提出いたしました。

これをふまえ、区民の暮らしと安全を守る立場から、下記の事項について事業着手までに誠実に対応するように強く要望いたします。

なお、外環の今後にあたり、新たに環境への重大な影響が予想された場合、あるいは、環境への重大な影響が生じた場合は、計画または事業を見直しされるよう併せて要望するところです。

記

要 望 事 項

1. 交通対策について

—事業者の責任により実施すること—

外環は、首都圏の重要な骨格となる道路であり、区はその整備の必要性を認識するが、一方で沿線各区市に与える影響は非常に大きいものと予想している。

練馬区では、関越道大泉 I C 周辺の交通集中に伴う周辺道路の渋滞や、生活道路への通り抜けなど交通や生活に様々な影響が生じている。これは、外環の整備に際して、周辺の道路整備を一体的に進める必要があったにもかかわらず、それが十分に行われなかったためと推察できる。

このようなことが再び起きないように、国及び東京都は、周辺地域に対する責任を積極的に果たさなければならない。

とりわけ、I C 周辺の道路整備については重要な課題であり、十分な配慮が必要である。

- (1) 青梅街道 I C 並びに東八道路 I C 周辺地域における周辺道路の交通量の変化について、数値的予測を行い具体的な影響と対策を明らかにすること。
- (2) 都市計画道路をはじめとする周辺道路の整備について、責任を持って行うこと。
- (3) 都市計画道路をはじめとする周辺道路の整備について、その必要性、整備手法、時期等について、杉並区と十分協議した上で行うこと。
- (4) 杉並区が、青梅街道 I C 並びに東八道路 I C 設置に伴う生活道路への通過交通の流入を排除するため交通安全対策等を実施する場合、区と連携して、積極的に関係機関と調整を図ること。また、交通安全対策を実施する際、財政的な支援などを行うこと。

2. 環境対策について

－環境影響評価が不十分であること－

外環を対象とした環境影響評価だけではなく、今後、予想される周辺道路への交通渋滞、それに伴う騒音や振動、大気質への影響を考慮した、I C 周辺地域の広域的な環境影響評価が必要である。また、環境影響評価は、あくまでも予想であり、供用開始後、予想より交通量が増加した場合の対策も、検討しなければならない。

また、杉並区都市計画審議会の審議のなかでは、善福寺池の保全に関連する地下水や地下水脈への影響、青梅街道 I C における地下水流動保全工法の信頼性への疑問など環境影響評

価が不十分であるとした意見が、多くの委員から出された。こうした課題に対して、国及び東京都はしっかりと応えていくことが重要である。

(1) 都市計画審議会や環境影響評価準備書への区長意見で指摘した問題点や疑問に対して、区民へ積極的な情報提供や具体的な解決策を提示すること。

(2) IC周辺地域の交通集中に伴う周辺道路も含めた面的な環境への影響（大気質、騒音・振動等）を明らかにして、具体的な対策を示すこと。

また、大気質の状況を面的に把握するため、IC周辺地域の測定点を地元住民の生活状況を十分に配慮し、設定すること。

(3) 善福寺池をはじめ、湧水や地下水などの水循環について、その形成要因、地形、地質的な関係、貯水量、深さ等について広範囲な調査を行うこと、また、善福寺池の水位、水質並びに善福寺川へ流れ出る水量など、事業前、事業中、事業後と継続して現地調査を行うとともに、調査結果を区に提出すること。

また、善福寺周辺のボーリング調査について、調査箇所を増やし、地下水解析モデルの妥当性を検証するなど、環境影響評価の見直しをすること。

さらに、区において、事業の調査内容を検討する際には、最大限の協力をすること。

(4) 「地下水流動保全工法」について、これまでの施工事例を検証し、有効性のデータを示すとともに、工事に対する信頼性を確保するために、広範囲な調査と、規模や工法の詳細を具体的に明示すること。

さらに、モニタリングシステム等の適切な対策を行うこと。

(5) 水環境に対する工事中的影響について、類似事例をよく調査し、対策を講じること。

(6) 地下水、大気質、騒音等の観測など事業者の責任による環境の監視体制を確立させて、観測結果を区及び区民に速やかに知らせること。

(7) 地下水・地盤沈下・化学反応・掘削土の処理等の評価において、「大深度地下の公共的使用における環境保全に係わる指針」を踏まえ、厳正なる評価を行い検証すること。

- (8) 換気所の設置においては、脱硝装置の採用など最新技術を適用し、大気への影響を極力少なくすること。

3. 地上部街路（外環ノ2）について

－P I*に基づいて検討していくこと－

東京都は、外環ノ2について考え方を取りまとめ、なるべく早期に判断していくとしているが、区民に対し検討プロセスを、明らかにすべきである。

外環本線と同様にP Iに基づいて、検討を進めるべきであり、外環ノ2の必要性についても原点に立ち返ってオープンに議論することが重要である。

また、外環ノ2は、その経緯から今後とも国及び東京都が責任を持って対応すべきである。

※ P I（パブリック・インボルブメント）：政策の立案や事業の計画・実施過程で、関係する住民、利用者や国民一般に情報を公開した上で広く意見を聴取し、それらを反映する方法。

- (1) 沿線自治体、沿線住民等を加え、外環ノ2の必要性の有無から検討していく仕組みを構築すること。

また、国並びに東京都が責任をもってその解決に努めること。

- (2) 生活再建救済制度については、長年制限を受けてきた住民に対し、事業者の責任に基づく制度に早急に改めること。

4. 今後の外環計画の進め方について

－住民参画を基本にして計画を進めること－

杉並区まちづくり条例の基本理念では、「区、区民及び事業者は、協働の理念のもとに、それぞれが役割及び責務を担いながら地域のまちづくりに取り組むことが必要」とされており、とりわけ、事業者は、基本理念に基づいて、周辺の環境に配慮し、地域におけるまちづくりに貢献することが求められている。

今後の外環計画の進め方について、国及び東京都は、事業者として説明責任を果たすだけで

はなく、住民参画を基本として計画を進めることが重要で、同時に、杉並区及び区民とともに、地域のまちづくりに対して大きな役割を担うべきである。

- (1) 外環計画及びその周辺地域の環境の保全のために、最大限、区と住民の意見を反映させること。このため、国、東京都、区及び住民の協議の場を設置すること。
- (2) 外環計画に関する基本的な事項について、地元住民に十分説明を行い、地域住民が納得を得られるよう努力すること。
- (3) 青梅街道 I C 並びに東八道路 I C 設置による住環境や自然環境への影響を可能な限り軽減させるため、杉並区が周辺地域でまちづくりを進める場合、国及び東京都は、全面的な協力・支援を行うこと。
- (4) 今後の外環計画のスケジュールを明らかにし、適切な情報提供を区民に行うこと。

5. その他

- (1) I C 周辺地区の交通安全を確保するため、工事中及び供用後において、区と十分協議を行い具体的な対策を行うなど、責任をもって対応すること。
特に、児童・生徒などの交通弱者に対し、最大限の配慮を行うこと。
- (2) 都市計画法第 17 条第 2 項に基づく意見について、東京都は今後、都市計画の手続きの中で関係区市に意見を求める際には、地域ごとの意見の概要を公開すること。